

特定非営利活動法人 Team Plow 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Team Plow という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市東灘区青木3丁目5番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く関西圏の保健医療福祉・介護・児童保育等の事業者に対して、施設内の遊休地を活用した農園・園芸を通じた、施設利用者の QOL 向上支援事業及び職員への啓蒙事業と、地域の高齢者・要介護者に対して居宅介護支援事業を行い、職員・利用者の地域福祉・医療知識の向上と地域のネットワークづくりを行うことで、よりよい地域包括ケアシステムの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 施設の参加型農園の支援事業
- (3) 地域福祉・医療知識向上のための啓蒙・講演活動事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期終了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期終了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 2 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第2項、次条第1項第3号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において第 36 条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事の現在数

（3）理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその旨を付記すること。）

（4）審議事項

（5）議事の経過の概要及び議決の結果

（6）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

（資産の構成）

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）入会金及び会費

（3）寄付金品

（4）事業に伴う収益

（5）資産から生じる収益

（6）その他の収益

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限り)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限り)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	酒井 政行
副理事長	山本 ゆきみ
理 事	長谷部 真由美
監 事	石原 亜紀
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年1月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
①入会金	0 円	0 円
②年会費	1000 円	1000 円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0 円	0 円
②年会費	1000 円	1000 円

役員名簿

特定非営利活動法人 Team Plow

役 名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	さかい まさゆき		無
	酒井 政行		
理事 (副理事長)	やまもと ゆきみ		無
	山本 ゆきみ		
理事	はせべ まゆみ		無
	長谷部 真由美		
監事	いしはら あき		無
	石原 亜紀		

設立趣旨書

1 趣 旨

日本の人口は2010年を境に減少を続けており、2025年は約800万人いる全ての「団塊の世代」(1947～1949年生まれ)が後期高齢者(75歳以上)となることで、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えます。そういった状況の中で、2000年に設立された介護保険制度も充実期を迎えてはおり、2021年度の介護保険改正では地域包括ケアが位置づけられて「地域の中で相互扶助の仕組みをつくる」これが社会全体の目標となっており、現状の問題点として、地域との協業・協調等が様々な工夫はされておりますが、なかなか細かく手が回らず、上手くかみ合わないということがよく問題として議論されています。

このような問題点に、我々、経験豊かな、医療従事者・介護専門職が集まり地域と密接にかかわることで、少しでも、改善、推進してゆけるのではないかと考えました。そこで、三田で活動しているメンバーで、農園活動サークル Team Plow を立ち上げ、農園活動をしながら、この活動及び我々の専門知識を、上記地域包括ケアシステム実現・改善のために活用できないかを話し合ってきました。

今後は、上記農園活動を通じて培ってきたノウハウを活用して、施設の空き地やプランター等で草花や野菜を育て、収穫を楽しめるような場の設置支援や、ただでさえ忙しい施設の職員さんの直接のお手伝いや指導をすることで、施設利用者のQOL向上に努めるとともに、職員さんの方々とコミュニケーションをとる中で、各々の方が抱えている問題を把握して、地域福祉・医療知識を向上させてゆくための啓蒙・講演活動を、我々の専門職としての経験と技量を活かして実施していきたいと思っています。さらには、地域の高齢者、要介護者に対して、介護保険による個別支援及び地域ネットワークの模索地域包括支援活動を充実するために、団体内の有資格者を核として、地域独立型の居宅介護支援事業まで展開しようと思っています。これらの活動により地域包括ケアシステムの前提となる、個人、地域、事業者等との連携を図ることが可能となり、少しでも実現・改善が図ってゆけると考えます。

今回、法人として申請するに至ったのは、行政や地域の社会福祉事業者等々との連携等を深めていく必要がある等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていけることが最良の策であると考えたからです。

また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの関係者の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化することによって、社会状況が現代のように刻々と変遷して行くなか、時代に即した柔軟な事業と活動の継続実施によって、高齢になっても、また障害等があっても、望む生活、暮らしがしてゆけるような豊かな地域社会の実現に向けての活動が可能となり、地域包括ケアシステムの実現に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

令和6年12月	任意団体 農園活動サークル Team Plow 発足 耕作や花作り活動をしながら、これらを現場に還元できないか検討
令和7年6月	社会貢献の継続と拡大を目指し、メンバー全員で法人化の意思確認
令和7年7月	設立総会開催

令和 7 年 7 月 10 日

特定非営利活動法人 Team Plow
設立代表者 酒井 政行

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 **Team Plow**

1. 基本方針

初年度は、居宅介護支援事業の立ち上げのために神戸市介護保険課への認可申請を実施する。約2か月程度の時間を要するため、早急に実施して行く。これに並行し、農園は冬場種まき土づくり等春の時期に向けた準備をしてゆく。ほか講演事業等についてはパンフレット等を利用し施設等に、案内をしてゆきPRに努め、次年度からの本格的稼働を目指す。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者及び 予定人数	収益 見込
(1)居宅介護支援事業	居宅介護支援事業立ち上げ準備	本年度中	神戸市保険課	市内高齢者	0万
(2)施設の参加型農園の支援事業	参加型農園の設置支援・施設等職員の指導・支援等準備	12月1月 各1回	医療福祉児童施設等	利用者職員等	0
(3)地域福祉・医療知識向上のための啓蒙・講演活動事業	地域福祉・医療知識向上のための啓蒙・講演活動事業準備		医療福祉児童施設等	利用者等	0
	地域の NPO 団体の支援準備	随時	地域催事時	近隣 NPO 団体	0
(4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	その他、地域農園周辺の清掃事業等	12月1月 各1回	三田市沢谷地区	地域住民	0

3. 事業実施体制

(1)会議に関する事項

①通常総会 年1回

②理事会 年2回

(1)事務局体制

事務局長:山本ゆきみ、事務局スタッフ:長谷部真由美他数名

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 **Team Plow**

1. 基本方針

次年度は、独立型居宅介護支援事業を具体的に展開を目指し、目標とする地域包括としてのあるべき姿に1歩でも近づけてゆけるように努力してゆく。施設の空き地やプランター等で花や野菜等が、楽しめるように、施設の職員さんお手伝いや指導を実施する、また、職員さんの、地域福祉・医療知識を向上させてゆくための啓蒙・講演活動を、具体的に、実施してゆく。こういった手法にて、地域独立型の居宅介護支援事業展開しながら、地域包括ケアシステムの前提となる、個人、地域、事業者等との連携を、少しでも実現・改善してゆく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1)居宅介護支援事業	独立型居宅介護支援事業	毎月	個別自宅訪問	高齢者支援	180万
				20名程度	
(2)施設の参加型農園の支援事業	施設の参加型農園の支援事業	年4回	医療福祉児童施設等	利用者職員等	0
		時期調整中		5名／回	
(3)地域福祉・医療知識向上のための啓蒙・講演活動事業	地域福祉・医療知識向上のための啓蒙・講演活動事業	年数回	医療福祉児童施設等	利用者等 20名／回	0
	地域の NPO 団体の催事支援	随時	地域催事時	近隣 NPO 団体	0
	地域の子供図書館支援活動	年数回	子供図書館	地域児童	
(4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	地域の清掃活動	毎月1回	三田市沢谷地区	地域 数名／回	0
		7, 8月除く			

3. 事業実施体制

(1)会議に関する事項

- ①通常総会 3月
- ②理事会 年2回

(1)事務局体制

事務局長:山本ゆきみ、事務局スタッフ:長谷部真由美他数名

特定非営利活動法人Team plow

令和7年度活動予算書

設立の日から、令和8年 1月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	10,000	10,000	
2. 受取寄付金 受取寄付金			
3. 受取助成金等 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金			
4. 事業収益 (1)居宅介護支援 事業収益 (2)参加型農園の支援事業収益 (3)地域福祉向上のための啓蒙・講演活動事業収益 (4)その他の 事業収益			
5. その他収益 受取利息 雑収益			
経常収益計		10,000	10,000
II 経常費用			
1. 事業費 (1)人件費 給与手当 法定福利費 人件費計 (2)その他経費 講師謝金 消耗品費 印刷費 通信費 保険料 会場費 会議費			
その他経費計	150,000		
事業費計	150,000	150,000	
2. 管理費 (1)人件費 給与手当 法定福利費 人件費計 (2)その他経費 消耗品費 印刷費 通信費 旅費交通費 光熱水費 保険料 会議費 租税公課			
その他経費計	114,000		
管理費計		114,000	
経常費用計			264,000
当期正味財産増減額			△ 254,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			△254,000

令和8年度活動予算書
令和8年2月1日から9年 1月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	10,000	10,000		
賛助会員受取会費				
2. 受取寄付金				
受取寄付金				
3. 受取助成金等				
受取地方公共団体助成金				
受取民間助成金				
4. 事業収益				
(1) 居宅介護支援 事業収益	1,800,000	1,800,000		
(2) 施設の参加型農園の支援事業収益				
(3) 地位福祉・医療知識向上のための啓蒙・講演活動 事業収益				
(4) その他の 事業収益		1,800,000		
5. その他収益				
受取利息				
雑収益				
経常収益計			1,810,000	
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給与手当				
法定福利費				
人件費計				
(2) その他経費				
講師謝金	420,000			
消耗品費	90,000			
印刷費	250,000			
通信費	10,000			
保険料				
会場費				
会議費				
その他経費計	770,000			
事業費計		770,000		
2. 管理費				
(1) 人件費				
給与手当	1,200,000			
法定福利費	60,000			
応援スタッフ謝金				
人件費計	1,260,000			
(2) その他経費				
消耗品費	60,000			
印刷費				
通信費				
旅費交通費	220,000			
光熱水費	150,000			
保険料	10,000			
会議費	120,000			
租税公課(法人県民税・市町村民税)	72,000			
その他経費計	632,000			
管理費計		1,892,000		
経常費用計			2,662,000	
当期正味財産増減額				△ 852,000
前期正味財産額				△254000
次期繰越正味財産額				△1106000